

とちぎ 米麦改良

令和元年5月
第117号

(公社)栃木県米麦改良協会
宇都宮市平出工業団地9番地25
☎(028)616-8700



これからの種子生産について

栃木県農政部長 鈴木 正人

公益社団法人栃木県米麦改良協会並びに会員の皆様には、日頃から、本県農政の推進に特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や人口減少に伴う食料消費の減少、国際化の進展による輸入農産物の増加など、大きく変化しています。

こうした中、本県では、子供たちに夢を与え、魅力あふれる農業・農村の実現を基本目標として、首都圏に位置し、広大な農地や豊富な水資源などの恵まれた条件を活かして「園芸大国とちぎ」づくりや収益性の高い水田農業の確立などの「稼げる農業」の実現に向けた各種施策を推進しています。

「稼げる農業」を展開していく上では、県産農産物の生産性や付加価値の向上が重要であることから、県では、良食味米品種「なすひかり」・「とちぎの星」をはじめ、贈答向けいちご「スカイベリー」など、消費者や生産者にとって魅力ある品種の開発・普及を行うとともに、これらの農産物の優良な種子・種苗の安定供給を支援してきました。

平成30(2018)年4月1日には、優良種子の生産・供給を都道府県に義務づけてきた主要農作物種子法が廃止されましたが、本県では、その後も引き続き稲・麦・大豆の種子生産に対し

て、関係機関と連携を図り、ほ場や生産物の確認について助言・指導を継続して行ってきたところです。

しかしながら、将来の種子供給に対して農業者から不安の声があることや、法廃止後の種子・種苗供給体制に関する関係者の役割の明確化が必要であることなどから、公益社団法人栃木県米麦改良協会をはじめ、農業団体、行政機関で構成する検討会を設置し、種子・種苗供給のあり方について検討を重ねてきました。

これらを踏まえ、県産農産物のブランド価値の向上に向けて、優良な種苗の生産と普及促進を図るための新たな条例を制定することとし、平成31(2019)年度県議会の9月通常会議での条例案の提出に向けて準備を進めています。

本条例案は、県が開発したいちご等の園芸作物並びに稲、麦、大豆の主要な品種の優良な種苗の安定供給体制を構築することを目的とし、県の責務や関係する団体、種苗生産者等のそれぞれの役割を規定するものであり、本県農業の競争力強化に大いに寄与するものと考えております。

新たに制定される条例のもと、本県における種子供給が引き続き安定的に行われるよう、農業者をはじめ、市町、農業団体等の関係者の皆様のより一層の御理解・御協力をお願いいたします。

平成 31 (2019) 年産大豆生産振興方針

～「里のほほえみ」の特性発揮による品質・収量の向上～

栃木県

1 基本方針

近年の消費者の安全・安心志向の高まり等によって国産大豆使用商品の販売額が増加傾向にあり、実需者からは、生産拡大と品質の安定が求められている。

こうした中、本県では、栽培性に優れ、加工適性の高い「里のほほえみ」へ品種の全面切替を行い、高品質安定生産の取組を推進しているところである。

しかし、天候不順による影響を受け、収量の年次変動が大きく、品質面においても、特に「しわ粒」の発生が多くなるなど品種導入効果が得られておらず、実需者の求める数量・品質

を確保できていない状況にある。

平成31（2019）年産大豆の生産にあたっては、関係機関・団体と連携して、基本栽培技術の徹底に取組み、品質・収量の向上を図るとともに、水田を有効活用するための輪作体系作物の一つとして大豆を推進することで、作付面積の拡大を図る。

2 推進目標

実需者ニーズに対応した高品質大豆の安定生産
 (1) 作付面積2,650ha、単収200kg/10a、
 収穫量5,300トン

(単位：ha、kg/10a、t)

項目	29年産 (2017)	30年産 (2018)	31年産 (2019)	32年産 (2020)	33年産 (2021)
作付面積	2,560 (2,800)	2,370 (2,650)	(2,650)	(2,650)	(2,650)
里のほほえみ	2,414 (2,670)	2,245 (2,500)	(2,500)	(2,500)	(2,500)
その他 (納豆小粒等)	146 (130)	125 (150)	(150)	(150)	(150)
10aあたり収量	161 (240)	(200)	(200)	(210)	(220)
収穫量	4,120 (6,720)	(5,300)	(5,300)	(5,570)	(5,830)

※上段は実績値。下段（）内は目標値。

※出典：農林水産省 作物統計

(2) 上位等級割合80%以上、大粒大豆割合95%以上

	28年産 (2016)	29年産 (2017)	30年産 (2018)	31年産 (2019)
上位等級(1・2等) での出荷割合	67% (80%)	30% (80%以上)	78% (80%以上)	(80%以上)
大粒大豆の生産割合	94% (90%)	97% (90%以上)	97% (95%以上)	(95%以上)

※上段は実績値。下段()内は目標値。

※出典：農林水産省 農産物検査結果

※30(2018)年産においては、栃木県内農産物検査結果12月末時点での数値

3 重点推進事項

(1) 「里のほほえみ」の特性発揮による品質・収量の向上

「里のほほえみ」は、大粒であり、汚損粒の発生や収穫遅延の原因となる青立ちが少なく、裂莢しにくい特性を持つなど栽培性が優れている。

このような品種特性が十分に発揮され、高品質大豆の安定生産に繋がるよう下記の事項を推進する。

① 基本栽培技術の周知・徹底

大豆の安定生産には基本技術の適期励行が不可欠であり、特に、湿害防止のための畝立て同時播種栽培や明きよ・暗きよ等の排水対策の実施、土づくり、病虫害防除の徹底を図る。

○高品質安定生産技術推進項目

項目	28年産 (2016)	29年産 (2017)	30年産 (2018)	31年産 (2019)
排水対策実施率	87.1% (90%)	92.1% (90%)	(90%以上)	(90%以上)
土づくり実施率	90.5% (95%)	93.4% (95%)	(95%以上)	(95%以上)

※上段は実績値。下段()内は目標値。

※出典：GAPの取組から把握(全農とちぎ)

② 連作の回避、水田輪作推進

大豆は「4年1作」を基本に、麦類・水稻を適切に組み合わせた輪作体系によって連作障害回避を確実にしながら、水田を有効活用した作付けを推進する。

○田畑輪換を実施した土地利用モデル(例)

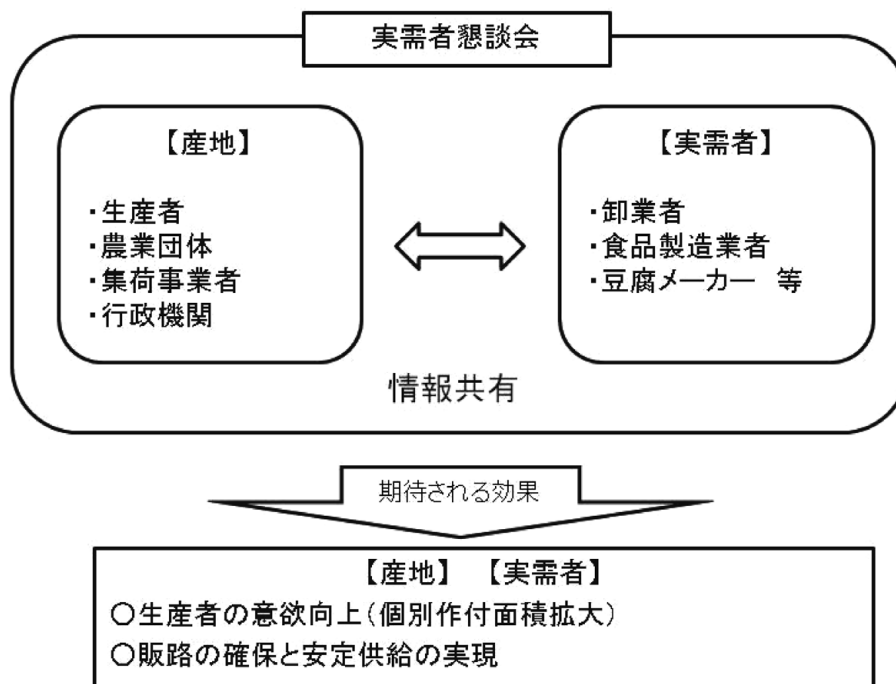
1年目		2年目		3年目		4年目	
夏作	冬作	夏作	冬作	夏作	冬作	夏作	冬作
大豆	麦	水稻 (普通植)	麦	水稻 (普通植)	麦	飼料用米・ 緑肥等	麦
大豆	休作	水稻 (早植)	麦	飼料用米等	麦	飼料用米・ 緑肥等	麦

(2) 実需者との連携強化による販路の確保

生産者の生産意欲向上のためには、単収向上による経営的なメリットを示すだけでなく、実需者との情報交換をする場を設定することにより、需要動向をはじめ、販売状況・品質評価について情報を共有化し、需給の結びつきを強化することが必要である。

このため、産地と実需者が一堂に会する実需者懇談会を支援する。

なお、「里のほほえみ」については、他産地（山形県、福井県など）においても作付けが拡大していることから、これらの産地と連携して市場評価を獲得し、販路の確保を図る。



(3) 生産物の安全性の確保

生産物の安全性の確保を図るため、GAP (Good Agricultural Practice) の取組に関するチェックリストを作成するとともに、各チェック項目の実施状況を集計・精査し、生産者への指導内容へのフィードバック及び客観的な点検（農場点検）を行うことによって、より精度の高いGAPの実践を図る。

また、大豆の残留農薬についても引き続き、モニタリング検査を実施し、残留農薬が基準値を超えた大豆が流通することのないよう適切な措置を講ずる。

平成30年産大豆の作柄及び令和元年産大豆の安定多収に向けたポイントについて

1 平成30年産大豆の作柄概況

播種作業は6月中旬から始まり、降雨が比較的少なかったことから播種は順調に進みました。

播種後も、降雨は少なく、出芽に時間がかかったほ場がみられましたが、初期生育は概ね良好でした。

梅雨明けは6月29日頃（平年より22日程度、昨年より7日程度早い）と極端に早く、その後の気温は高く、降水量は少なく経過しました。開花期は8月上旬頃と平年並でした。

宇都宮観測所の降水量は平年に比較して7月は79%と少なかったが、8月は局地的な大雨があり平年の137%であった。県南部では、7月から8月にかけて、降水量がかなり少なく高温であったことから、一部で干害が見られました（図1）。

9月下旬には、台風24号の影響で一部のほ場で倒伏が見られ、多くのほ場でなびきが見られました。なお、宇都宮観測所の日照時間は7月は平年の153%時間、8月は平年の131%と多く経過しましたが、9月は曇天雨の日が多く、平年の69%と少なくなりました。

病虫害関係では、コガネムシ類やカメムシ類、ハスモンヨトウが開花期以降にみられ、9月に入り、葉の食害が目立ちました。べと病の発生は少なく、葉焼病も発生しましたが、症状は軽いほ場が多い状況でした。

収穫作業は、秋口の気温がやや高めに経過したため、葉の黄化は例年どおりに始まりましたが、茎の枯れ上がりが遅いほ場がみられ、刈り取りが遅れました。

品質は、昨年のような病害粒（紫斑病・べと病）の発生は少なかったものの、しわ粒や皮切れ粒の発生がやや目立ちました。

単収は、子実肥大期の日照不足（図2）の影響で小粒化傾向となり、164kg/10a（平成31年2月21日公表 農林水産省作物統計）と平均収量比92%となりました（表1）。

表1 10a当たり収量

項目	H30産 (kg/10a)	平均収量 (kg/10a)	同左比 (%)
10a当たり収量	164	168	97

平均収量：直近7か年のうち、最高及び最低を除いた5か年の平均値

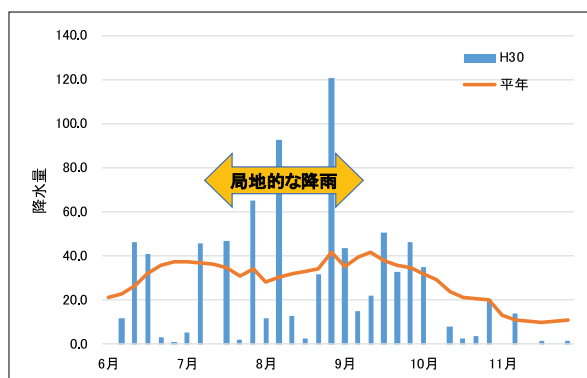


図1 降水量の推移（宇都宮）

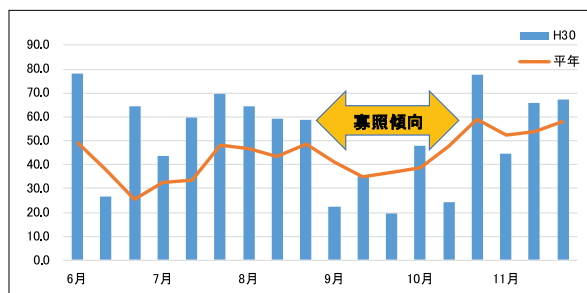


図2 日照時間の推移（小山）

2 安定多収に向けたポイント

昨年は、極端に早い梅雨明け以降も局地的な降雨はあったものの、高温・少雨傾向で開花期まで推移しました。その後の、寡照の影響もあり、やや小粒傾向となりました。さらに、成熟期以降の高温の影響により収穫が遅れ、しわ粒等の発生による品質低下がみられました。これらのことから、今年は次の事に留意し、安定多収を目指しましょう。

1) 湿害及び干害対策について

近年、短時間に降る雨の量が多く、排水が良好なほ場においても湿害が発生しやすい条件となっています（図3）。一方で、昨年のように

降水量に偏りがみられ、高温と乾燥による干害の発生も懸念される状況にあります。

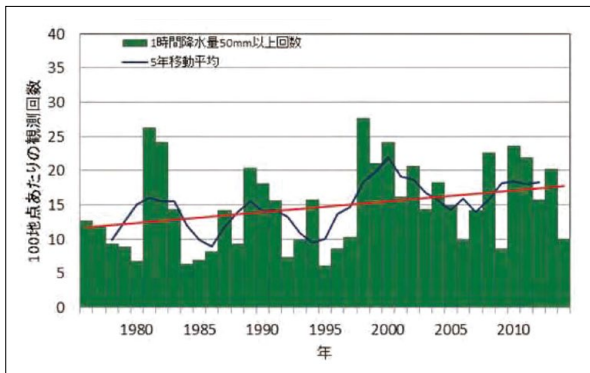


図3 関東甲信地方のアメダス地点で1時間降水量50mm以上となった年間の回数（100地点あたりに換算）の経年変化
【東京管区気象台：気候変化レポート2015】

このことから、次の対策を実施し、湿害及び干害を回避しましょう。

【営農排水】

- ①降雨後、ほ場に溜まった雨水を早期に排除するため、ほ場周囲に排水溝（明渠）を設置し、必ず排水路につなぎます。
- ②プラソイラ等による心土破碎を行い、浸透排水性を良くします。
- ③大豆を作付けするほ場は、本暗渠を施行したほ場を優先的に選びます。
- ④湿害による出芽不良や初期生育不良を回避するため、畝立て同時播種栽培（写真1）を取り入れます。



写真1 畝立て播種による出芽向上

【保水能向上】

- ①深く耕す（耕深20cm以上）ことで作土の厚さを増し、ほ場の保水能力を向上させます。
- ②炭素含有率の高い有機物（牛ふん堆肥や稲わら堆肥）を10a当たり2トン程度施用しま

しょう。

- ③冬季に麦作がない場合、緑肥を導入し、有機物の供給を行います。

なお、大豆の開花前～莢伸長期にかけて干害を受けると、落花や落莢、不稔莢の増加、小粒化等の被害が発生するため、頂小葉が立ち上がり反転して見えたら灌水を行います。

2) 土壌肥沃土の向上について

収量の安定化には、根粒菌の活性向上と生育後半の地力窒素が重要となります。

- ①基肥肥料の窒素過多は、根粒菌の着生に影響を与えます。基肥窒素は控え気味に行い、開花期以降に肥効が得られる被覆肥料を用いましょう。

- ②豚ふん堆肥等の窒素含有量の多い堆肥を活用し、地力窒素の向上を図ります。保水性改善効果と併せて、牛ふん堆肥の連年施用も地力向上には効果的です。

3) 適期収穫対策について

収穫時期になり雨に遭遇する回数が増えるにしたがい「しわ粒」等の発生による品質低下が問題となっています。適期に収穫できるよう、次の対策を行いましょう。

- ①播種適期は6月15日～7月5日です。播種が遅れると熟期が遅れ、収穫期に降雨に遭いやすくなるので遅れないよう注意しましょう。
- ②生育ムラ、成熟ムラが発生しないよう、苗立ちを安定させます。具体的には、種子消毒に「チアメトキサム・フルジオキサニル・メタラキシルM水和剤」を使用し、畝立て同時播種を行いましょう。
- ③収穫期は、莢や莢が変色し軽く振ると子実がカラカラ音をたてる時期です。なお、「里のほほえみ」で、ほとんどの莢が黒変開始する前の状態で収穫しても汚損粒が発生しなかった事例がありますので、天気予報で降雨が続く場合は試し刈りを行い、汚損粒が発生しないことを確認したら、早急に収穫しましょう。

近年のゲリラ豪雨や日照不足等の気象変動による影響を最小限にするため、土づくりや連作の回避等の基本技術を励行し、大豆を健全に育て、安定多収を目指しましょ

平成 31 年度事業計画

公益社団法人 栃木県米麦改良協会

I. 事業方針

農業を取り巻く情勢は、米国抜きの「TPP11」（環太平洋経済連携協定11）や欧州連合（EU）との「EPA」（経済連携協定）が発効した中で今後、米国との「TAG」（日米物品貿易協定）交渉等が予測され、その動向を注視する必要があります。

また、水田農業関係では、30年産米からの国の生産数量目標配分が廃止され、今後も生産者が自主的に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により食料自給率向上を図ることが重要です。

昨年、主要農作物種子法（以降、種子法）が廃止されましたが、種子生産の重要性に鑑み、県・関係機関が一体となって、種子生産供給体制を維持・発展させなければなりません。

こうした状況の中、当協会は、優良種子の安定供給を通して、県内生産者が良質な主要農作物を生産・販売し農業経営の安定と向上が図れるように、平成31年度事業に取り組んで参ります。

まず、優良種子の生産と安定供給対策事業では、従来の事業を継続して実施します。県育成品種「なすひかり」「とちぎの星」「ニューサチホゴールド」等は勿論、新品種「夢ささら」等についても県の生産振興計画に基づき、計画的に生産を進めます。

次に消費者・実需者から選ばれる主要農作物の生産と品質改善対策事業では、栽培技術指導資料の作成・配布や講習会等への助成事業、受検対策など従来の事業を継続して実施します。

広報活動については、情報紙の発行やホームページの活用により情報提供を行います。

会費につきましては、昨年の第22回臨時総会のご意見に基づき、各受検組合の意向を確認した結果を踏まえ、エリア単位の会員の意向を重視した会費に見直し、31年度から運営して参ります。

II. 実施事業

1. 優良種子の生産と安定供給対策事業

主要農作物生産の基礎となる優良種子の生産と安定供給を図るため、計画的な種子生産や生産指導と品質向上、種子の安定供給、品質管理、種子生産体制の強化、などを実施します。

(1) 種子の生産

事前予約された需要数量を基本に、流通動向、新品種の振興計画、備蓄数量などを勘案して県・関係機関と協議の上、「種子生産計画」を策定し、種子の生産にあたります。31年産種子生産計画は別表1のとおりです。

〈主な事業〉

- ・種子生産計画の策定
- ・生産振興上重要な品種の許諾契約締結
- ・種子生産者と採種ほ場面積の確保
- ・新品種の種子生産拡大
- ・他県との連携による種子生産の受委託

(2) 生産指導と品質向上

種子生産ほ場での生育状況や生産見込数量などを的確に把握するため、現地調査等へ参加すると共に各種研修会の開催、混種事故防止対策、種子伝染性病害等防除への助成を行い、種子生産技術及び品質の向上を図ります。

また、種子検査見本品の作製・配布や調製程度確認会を開催し、優良種子を確保します。

〈主な事業〉

- ・ほ場確認会、生産物確認会、下見指導会、農産物検査への立会・参加
- ・種子品質向上研修会や種子生産研修会の開催
- ・栽培講習会への参加
- ・種子伝染性病害等防除への助成
- ・種子生産工程管理（種子GAP）の実践
- ・混種事故防止のため、生産者へ異品種混入防止チェックシートやGAPシートの配布及び、1品種作付の推進、収穫等機械の共同

- ・利用の促進、原種専用ネット袋の利用促進
- ・種子検査見本品の作製・配布と調製程度確認会の開催

(3) 優良種子の安定供給

需要に応じた優良種子の安定供給を図るため、関係機関・団体とともに種子需要動向を把握し「種子需給計画」を策定するとともに、不測の事態等に備え計画的に種子の備蓄（低温保管）を行います。

〈主な事業〉

- ・種子需給計画の策定
- ・計画的な種子の備蓄（回転備蓄）
- ・種子消毒の実施（備蓄種子の消毒含む）
- ・残量処理の実施（発生に応じた処理と需要生産者の費用負担）
- ・事故処理の実施（発生に応じた処理と種子生産者の費用負担）

(4) 品質管理

種子の品質管理を適切に行うため、稲種子のDNA分析を実施し、併せて混種事故を防止すると共に確認展示ほ設置の支援を行います。また、本会とJAとで申し合わせた種子の品質目標の遵守を徹底し、品質向上を図ります。

なお、備蓄種子の発芽試験等を行い品質を確保します。

〈主な事業〉

- ・稲種子DNA分析・調査の実施
- ・確認展示ほの設置
- ・品質目標遵守の徹底
（発芽率の確保、調製篩い上の割合の確保、夾雑物混入の上限目安等）
- ・備蓄種子の発芽試験の実施

(5) 種子生産体制の強化

種子の安定供給を支えるため種子場農協交付金を従来通り交付します。

また、種子法廃止に伴う対応策を検討するため、県が主催する「主要農作物の種子供給のあり方検討会」（以降、あり方検討会）に種子場JAとともに参画し、種子生産の仕組み・フレーム、将来の方向性等、について協議し、県

の指導・助言に基づき、進めます。

また、種子場JAや種子センターの現状を踏まえた将来のあるべき姿について検討を進めます。

〈主な事業〉

- ・種子場農協交付金の交付
- ・あり方検討会への参画（条例制定に向けた検討）
- ・種子センター生産体制の検討
- ・優良種子生産部会の表彰

2. 消費者・実需者から選ばれる主要農作物の生産と品質改善対策事業

主要農作物を栽培する一般生産者向けの栽培技術指導と品質改善対策について、「栃木県稲麦大豆安定生産推進会議」が策定した栽培技術指針等に基づき、以下の事業を実施します。

(1) 栽培技術指導及び品質改善対策

主要農作物生産の栽培技術向上や品質の改善、病害虫の防除を図るため、県・関係機関の指導を得て、適切な栽培技術指導及び品質改善指導資料を作成し生産者に配付します。

また、安全・安心な高品質・良食味の農産物を生産するため、地域の生産者を対象に地方農業振興協議会が実施する各種講習会に助成します。

(2) 受検対策

栃木米品質の高位平準化と円滑な受検の実施を目的に受検対策会議を開催し、事前指導事項の徹底を図ります。

- ・米受検対策会議の開催
- ・受検指導資料の作成配付

3. 広報活動

関係機関等の指導者が生産者を指導する際に活用して頂くため、協会情報紙「とちぎ米麦改良」を発刊・配布します。

また、当協会ホームページにて生産者や関心のある一般消費者向けに生産技術等各種情報を提供します。

4. 平成31年度主な事業活動予定

別表2のとおりです。

別表1 平成31(2019)年産主要農作物種子生産計画

(単位:a、kg、%)

種類	品種名	計画面積	計画数量A	30年産生産計画 数量B	前年産比 A/B
水稲	コシヒカリ	28,950	1,167,000	1,167,000	100%
	あさひの夢	8,400	369,600	369,600	100%
	なすひかり	2,400	96,000	96,000	100%
	とちぎの星	4,100	180,400	145,200	124%
	夢ささら	30	1,200	0	—
	きぬはなもち	600	24,000	26,400	91%
	小計	44,480	1,838,200	1,804,200	102%
陸稲	トヨハタモチ	245	4,900	5,800	84%
	ゆめのはたもち	0	0	1,000	0%
	小計	245	4,900	6,800	72%
水陸稲計		44,725	1,843,100	1,811,000	102%
六条大麦	シュンライ	3,600	99,000	99,000	100%
二条大麦	ニューサチホゴールドン	21,300	692,250	624,000	111%
	アスカゴールドン	0	0	68,250	0%
	とちのいぶき	400	14,400	14,400	100%
	小計	21,700	706,650	706,650	100%
小麦	さとのそら	1,700	61,200	61,200	100%
	イワイノダイチ	600	19,800	24,000	83%
	タマイズミ	1,400	46,200	36,000	128%
	ゆめかおり	900	21,600	21,600	100%
	小計	4,600	148,800	142,800	104%
麦類計		29,900	954,450	948,450	101%
大豆	里のほほえみ	3,525	70,530	74,880	94%
合計		78,150	2,868,080	2,834,330	101%

注1

※

注1) シュンライ8,000kg県外に委託しています。(外数)

別表2 平成31(2019)年度主な事業活動予定

実施事業	事業活動の展開											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種子取扱会議	○											
種子品質向上研修会					○							
種子生産研修会					○					○		
採種ほ設置計画会議										○	○大豆	
調製ほ設置計画会議		○				○				○		
受検対策会議												
ほ場確認会	○	→	→	○	→	○	→	→				
生産物確認会・検査・下見会		○	→	→	○	→	○	→	○	→	→	
混種事故防止対策	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
発芽調査												
備蓄種子残量処理		○	→	→			○	→	○	→	→	○
事故処理												
技術指導資料作成配布												
助成金・交付金										○	→	○
「とちぎ米麦改良」の発行		○								○		
協会ホームページ												→
総会			○									○
理事会			○									○
幹事・事務局員会議		○						○			○	

(公社)米麦改良協会情報

○第23回臨時総会が開催されました。

平成31年3月25日に第23回臨時総会が開催され、平成31年度事業計画並びに収支予算、平成31年度会費並びに徴収方法、平成31年度内借入金最高限度額、平成31年度役員報酬額について協議され、原案通り承認されました。

○稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に向けた品質確保の取組に係る対応について

平成31年3月27日付け生振第673号栃木県生産振興課長名で、「稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に向けた品質確保の取組に係る対応について」の通知が発出されました。

この通知において、栃木県は、平成31年度県議会の9月通常会議での条例案提出を目指しており、この条例が施行されるまでの期間、平成30年度と同様な対応をすることとしました。

主な内容

県は、種子場JAの要請に基づき、指導・助言を行い、種子場JAの種苗業者としての技術力向上及び種子の品質確保の取組を支援する。

- (1) 種子生産ほ場の所在地の確認
- (2) 種子生産ほ場における確認（ほ場確認）
- (3) 調整された種子の確認（生産物確認）

農業振興事務所は、生産物確認の場に出向き、種子場JAと確認作業を行うとともに、確認した結果、改善すべき事項が見られた場合は、必要な措置を種子生産者に助言し、改善を促すこととする。

種子生産者並びに種子場JAの皆様におかれましては、これら県の指導・助言を、種子法時の審査同様に、重く受け止め適切に対処することが肝要です。

当協会といたしましても、県の指導・助言の下に、種子の品質確保に努めるとともに、県が主催する会議に参加し、種子生産供給体制が維持できるよう取り組んでまいります。

(字)

生振第 673 号
平成 31 (2019) 年 3 月 27 日

(公社) 栃木県米麦改良協会代表理事会長
全国農業協同組合連合会栃木県本部長
関係農業協同組合長

様

栃木県農政部生産振興課長 金原 啓

稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に向けた品質確保の取組に係る対応について
稲、麦類及び大豆の種子生産につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、主要農作物種子法廃止後の稲、麦類及び大豆の種子の品質確保につきましては、種苗法に規定された「指定種苗の生産等に関する基準」(別添 平成 14 年 4 月 1 日農林水産省告示第 983 号)の遵守状況の確認によって行うこととされており、本県においては「平成 30 年産稲、麦類及び大豆の種子生産における品質確保の取組について」(別添 平成 30 年 3 月 30 日生振第 668 号)による対応をお願いしてきたところであります。
また、本県では、主要農作物種子法廃止後の種子供給のあり方について検討を重ねてきたところであり、平成 31 (2019) 年度県議会の 9 月通常会議での条例案の提出を目指して準備を進めているところであります。
つきましては、条例が施行されるまでの期間について、稲、麦類及び大豆の種子の品質確保の取組を別紙のとおり行うこととしましたので、御承知の上、適切な対応をお願いします。

(生産振興課 農産担当)
担当：大田和
TEL 028-623-2326
FAX 028-623-2335

別紙
稲、麦類及び大豆の種子の品質確保の取組について

1 趣旨
主要農作物種子法の廃止に伴い、本県では、同法廃止後の種子供給のあり方について検討を重ねてきたところであり、平成 31 (2019) 年度県議会の 9 月通常会議での条例案の提出を目指して準備を進めているところであります。
また、稲、麦類及び大豆の種子の品質確保のためには、種子生産を行っているJA(以下「種子場JA」という。)が、種苗法に規定されている「指定種苗の生産等に関する基準」を遵守することが重要である。
このため、条例が施行されるまでの期間について、以下の方法により、種子の品質確保の取組を行うとともに、県は、種子場JAの要請に基づき、指導・助言を行い、種子場JAの種苗業者としての技術力向上及び種子の品質確保の取組を支援する。

2 方法
(1) 種子生産ほ場の所在地の確認
種子場JAは、選定した種子生産ほ場の情報(生産者の氏名、種子生産ほ場の所在地及び面積並びに種子を生産する農作物の種類及び品種)について、管内の農業振興事務所に情報提供することとする。
農業振興事務所は、ほ場の選定について、必要に応じて助言する。
(2) 種子生産ほ場における確認(ほ場確認)
種子場JAは、ほ場を確認する機会を設け、種子生産者立ち会いの下、ほ場の隔離の程度や異種株等の除去など生産等基準の遵守状況の確認を行うこととする。
農業振興事務所は、ほ場確認の場に出向き、種子場JAと確認作業を行うとともに確認した結果、改善すべき事項が見られた場合は、必要な措置を種子生産者に助言し、改善を促すこととする。
なお、種子場JAが、ほ場に関する確認会を開催する場合には、管内の農業振興事務所に対し、その旨を通知することとする。
(3) 調整された種子の確認(生産物確認)
種子場JAは、調整された生産物を確認する機会を設け、種子生産者立ち会いの下、種子の発芽率や純粋性など生産等基準の遵守状況の確認を行うこととする。
農業振興事務所は、生産物確認の場に出向き、種子場JAと確認作業を行うとともに、確認した結果、改善すべき事項が見られた場合は、必要な措置を種子生産者に助言し、改善を促すこととする。
なお、種子場JAが、生産物に関する確認会を開催する場合には、管内の農業振興事務所に対し、その旨を通知することとする。